

第2章 大規模事故対策計画

第1節 放射性物質事故対策計画	大-2-2
1. 事故の想定	大-2-3
2. 放射性物質事故予防対策	大-2-3
3. 放射性物質事故応急対策	大-2-6
4. 放射性物質事故復旧対策	大-2-19
第2節 大規模火災対策計画	大-2-21
1. 大規模火災予防対策	大-2-21
2. 大規模火災応急対策	大-2-21
第3節 危険物等災害対策計画	大-2-24
1. 関係法令の遵守	大-2-24
2. 危険物等災害予防対策	大-2-24
3. 危険物等災害応急対策	大-2-28
第4節 航空機事故災害対策計画	大-2-38
1. 航空機事故災害予防対策	大-2-39
2. 航空機事故災害応急対策	大-2-39
第5節 鉄道事故災害対策計画	大-2-44
1. 鉄道事故災害予防対策	大-2-44
2. 鉄道事故災害応急・復旧対策	大-2-44
第6節 道路事故災害対策計画	大-2-52
1. 道路事故災害予防対策	大-2-52
2. 道路事故災害応急対策	大-2-53

第2章 大規模事故対策計画

第1節 放射性物質事故対策計画

《基本方針》

千葉県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。なお、佐倉市内においては、放射性同位元素等使用事業所のみが存在している。

また、千葉県は、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会決定）」上、県外の原子力事業所の「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いの状況を把握することは、国の所掌事項となっており、県及び市町村は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限等、住民等の生活、社会経済活動等に様々な影響が及んだところである。さらに、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除去等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法等の問題が生じたところである。

このことから、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関等の予防対策、応急対策及び復旧対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進させるため、事故発生時等の具体的な対応等については、千葉県が別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」による。

※ 核原料物質

原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

※ 核燃料物質

原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

※ 放射性同位元素

放射性同位元素等の規則に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

※ 原子力事業所

原災法第2条第4号の規定にする工場又は事業所をいう。

※ 核燃料物質使用事業所

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

※ 核原料物質使用事業所

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※ 放射性同位元素等使用事業所

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※ 放射性物質取扱事業所

原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

1. 事故の想定

（1）放射性物質取扱事業所における事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

（2）核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出する等を想定する。

（3）他県事故に伴う本市への影響想定

茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所における事故について、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故等を想定する。

（4）原子力艦の事故に伴う本市への影響想定

原子力艦の事故について、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

2. 放射性物質事故予防対策

（1）放射性物質取扱事業所の把握

県及び市町村は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

（2）情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、県警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

（3）通信手段の確保

県及び市町村は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び連携の確保を図る。

また、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信確保を優先的に行う。

なお、通信手段の確保の詳細については、「地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第20節 情報収集伝達体制の整備」に定めるところによる。

(4) 応急活動体制の整備

① 職員の活動体制

県及び市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ、災害対策本部を設置できるよう整備を行うほか、放射性物質事故に対応した応急対策本部を設置できるよう整備を行う。

なお、市における職員の非常参集及び災害対策本部の設置については、「3. 放射性物質事故応急対策」に定めるところによる。

② 防災関係機関の連携体制

県及び市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。

また、事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国、その他の関係機関との連携を図るほか、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努める。

③ 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実する。

④ 防護資機材等の整備

県、市、県警察、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

(5) 放射線モニタリング体制の整備

① 平常時における環境放射線モニタリングの実施

県は、平常時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとする。

また、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開する。

② 放射線測定器等の整備

県は、県内の環境に対する放射性物質や放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器等を整備する。

(6) 緊急時被ばく医療体制の整備

① 被ばく治療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握する。

また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図って

おく。

県、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、あらかじめ他市町村、消防機関及び医療機関等との連絡体制を整備する。

② 傷病者搬送体制の整備

県は、放射性物質事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努める。

また、放射性物質事故が発生し、被ばく者等の傷病者が発生した場合、まずは佐倉市八街市酒々井町消防組合が搬送を実施することから、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、救急隊員の2次被ばくを防止するための体制及び資機材等の整備に努める。

③ 緊急時被ばく医療資機材等の整備

県は、放射性物質事故発生時における円滑な医療活動を実施するため、必要な医療資機材等の整備に努める。

④ 航空による防災体制の確保

県は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構のヘリコプター離着陸場を活用し、医療体制の確保を行うとともに、既存のヘリコプター離着陸場やヘリコプター臨時離発着場候補地等を活用し、ヘリコプター離着陸場の確保を図る。

(7) 退避誘導体制の整備等

① 退避誘導体制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から住民及び自主防災組織や自治会・町内会等の協力を得て、退避誘導体制の整備に努めることとする。

また、住民及び自主防災組織や自治会・町内会等の協力のもと、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握、共有、退避誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

警察は、市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市町村の職権を行うものとする。この場合、警察は直ちにその旨を市町村へ通知する。また、災害派遣を命ぜられた自衛隊の職務の執行についても、市町村が現場にいない場合に限り、市町村の職務について準用する。この場合、自衛隊は直ちにその旨を市町村へ通知する。

道路管理者は、警察及びその他の道路管理者等と連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、住民等の事故現場周辺からの退避について、円滑化を図る。

② 退避行動等に関する情報伝達体制の整備

事故の程度及び事故現場からの距離に応じ、住民への避難要請や屋内退避要請及び換気装置停止の呼びかけを行う必要があることから、県、市及び関係機関は、あらかじめ情報伝達体制の整備を行う。

なお、情報伝達体制の整備の詳細については、「地震災害対策編 第2章 災害予防

計画 第20節 情報収集伝達体制の整備」に定めるところによる。

(8) 広報相談活動体制の整備

県及び市は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに住民等からの問い合わせに係る窓口の設置、報道機関等を通じた住民等に対する迅速かつ円滑な情報伝達が行えるよう、平常時から広報相談活動体制を整備する。

(9) 防災教育・防災訓練の実施

① 防災関係者の教育

県及び市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育に努める。

② 住民等に対する知識の普及

県及び市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民等に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及に努める。

③ 訓練の実施

県及び市は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練の実施に努める。

(10) 市内放射性同位元素等使用事業所における事故予防対策

放射性同位元素等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、放射性物質の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県警察佐倉警察署、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

3. 放射性物質事故応急対策

(1) 情報の収集・連絡関係

① 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、県、所在市町村、県警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

また、事故情報等については、随時、連絡を行う。

ア 事故発生の時刻

イ 事故発生の場所及び施設

ウ 事故の状況

エ 放射性物質の放出に関する情報

オ 予想される被害の範囲、程度等

カ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を直ちに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき総務省消防庁に報告するとともに、併せて文部科学省に連絡するものとし、必要に応じ、所在市町村やその他関係機関等と対応策を協議する。

また、県は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、必要に応じ、放

射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行う。

② 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する市町村、県警察、消防機関及び国の関係機関に①ア～カの内容について通報する。

県は、火災・災害等即報要領や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法第7条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報する。

③ 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行う。

④ 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合、発見者は文部科学省に速やかに通報する。

（2）事業者による応急対策活動の実施

① 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずる。

② 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者にも要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行う。

また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

（3）緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行う等、放射性物質による環境等への影響について把握する。

- ① 大気汚染調査
- ② 水質調査
- ③ 土壌調査
- ④ 農林水産物への影響調査
- ⑤ 食物の流通状況調査
- ⑥ 市場流通食品検査
- ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査

⑧ 廃棄物調査

また、市は、必要に応じてその所管施設の大気汚染調査等を実施するほか、水道水や学校給食等で使用する食品について、汚染調査を実施する。

(4) 職員の非常参集及び災害対策本部等の設置

市は、放射性物質事故が発生した場合、次のとおり配備体制をとる。

また、市は、災害の現場において、現地関係機関（佐倉市八街市酒々井町消防組合、県警察、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

① 放射性物質事故応急対策本部体制

放射性物質事故により被害が発生又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めた場合、放射性物質事故応急対策本部を設置するとともに、第1配備・第2配備体制とする

② 災害対策本部体制

放射性物質事故により重大な被害が発生し、放射性物質事故応急対策本部長（市長）が必要と認めた場合、災害対策本部を設置するとともに、第3配備以上の体制とする。

③ 災害対策本部の組織

職員の配備基準及び配備体制については、次のとおりとする。

なお、災害対策本部組織における各部、各災害活動班等の事務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則（令和3年佐倉市規則46号）に定めるところによる。

種 別		配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
放射性物質事故応急対策本部体制	第1 配備	放射性物質事故により被害が発生し又は発生が予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	担当職員が自宅又は職場待機し、危機管理部は情報収集・連絡活動が円滑に行いうる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○所属配備 放射性物質事故災害発生時の配備一覧のとおり
	第2 配備	放射性物質事故により被害が発生し又は発生が予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	第1 配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○所属配備 放射性物質事故災害発生時の配備一覧のとおり

種 別		配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
災害対策本部体制	第3 配備	放射性物質事故により重大な災害が発生し、本部長（市長）が必要と認めた場合	第2 配備体制を強化して、災害発生を防ぎ、災害の拡大防止等の災害応急対策が円滑に行うことができる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○災害対策本部 本部長 副本部長 本部員 本部付き職員 ○所属配備 放射性物質事故災害発生時の配備一覧のとおり ○避難所 避難所長、副所長
	第4 配備	放射性物質事故により重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	第3 配備体制を強化して災害応急対策を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○災害対策本部 本部長 副本部長 本部員 本部付き職員 ○所属配備 放射性物質事故災害発生時の配備一覧のとおり ○避難所 避難所長、副所長
	第5 配備 (非常登庁体制)	放射性物質事故により著しく重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。	全職員

【放射性物質事故災害発生時の配備一覧表】

部	班	課 名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備	第 5 配備
危機管理部	防災班	危機管理課	○	●	●	●	●
企画政策部	秘書班	秘書課			○	●	●
	物資需給班	企画政策課			○	○	●
	広報班	広報課	○	○	○	●	●
総務部	総務管理班	行政管理課			○	○	●
		人事課			○	○	●
	システム復旧班	情報システム課			○	●	●
	会計班	会計課			○	○	●
財政部	財政班	財政課			○	○	●
	税務班	市民税課			○	○	●
		資産税課			○	○	●
		収税課			○	○	●
	契約班	契約検査課			○	○	●
市民部	市民窓口班	市民課		○	○	○	●
	健康保険班	健康保険課		○	○	○	●
	出張所班	各出張所・派出所・市民サービスセンター 佐倉市パスポートセンター		△	○	○	●
	市民生活班	自治人権推進課		△	○	●	●
		和田ふるさと館		△	○	●	●
		志津コミュニティセンター		△	○	●	●
		市民公益活動サポートセンター		△	○	●	●
		シニアムセンター佐倉		△	○	●	●
		消費生活センター		△	○	●	●
		千代田・染井野ふれあいセンター		△	○	●	●
福祉部	福祉班	社会福祉課		○	○	●	●
		高齢者福祉課		○	○	●	●
		介護保険課		○	○	●	●
		障害福祉課		○	○	●	●

部	班	課 名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備	第 5 配備
こども支援部	児童福祉班	こども政策課		△	○	○	●
		こども保育課		○	○	○	●
		こども家庭課		△	○	○	●
		各保育園		△	○	○	●
健康推進部	医療防疫班	健康推進課		△	○	○	●
		母子保健課		△	○	○	●
		西部保健センター		△	○	○	●
		南部保健センター		△	○	○	●
	体育施設班	生涯スポーツ課		△	○	○	●
産業振興部	農政対策班	農政課		○	○	●	●
		佐倉草ぶえの丘		○	○	●	●
	商工対策班	(仮)商工振興課		○	○	●	●
		(仮)佐倉の魅力推進課		○	○	●	●
環境部	環境対策班	生活環境課			○	●	●
	廃棄物対策班	廃棄物対策課			○	●	●
土木部	土木班	土木管理課	○	○	●	●	●
		治水課	○	○	●	●	●
	道路班	道路維持課	○	○	●	●	●
		道路建設課	○	○	●	●	●
都市部	計画班	都市計画課 指名された職員	○	○	●	●	●
	公園緑地班	公園緑地課	○	○	●	●	●
	住宅班	住宅課	○	○	●	●	●
	建築物危険度判定班	建築指導課 指名された職員	○	○	●	●	●
	宅地危険度判定班	市街地整備課 指名された職員	○	○	●	●	●
資産経営部	管財班	資産経営課	○	○	○	○	●
	市有建築物班	施設保全課	○	○	○	○	●

部	班	課 名	応急対策本部体制		災害対策本部体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
教育部	教育管理班	教育総務課		△	○	○	●
	学校教育班	学務課		△	○	○	●
		指導課		△	○	○	●
		教育センター		△	○	○	●
		各小中学校		△	○	○	●
	社会教育班	社会教育課		△	○	○	●
	文化班	文化課		△	○	○	●
	公民館班	各公民館		△	○	○	●
	幼稚園班	各幼稚園		△	○	○	●
	市民音楽ホール班	市民音楽ホール		△	○	○	●
	美術館班	市立美術館		△	○	○	●
	図書館班	各図書館		△	○	○	●
協力部	議会事務局協力班	議会事務局			○	○	●
	監査委員事務局協力班	監査委員事務局					●
	選挙管理委員会事務局協力班	選挙管理委員会事務局					●
	農業委員会事務局協力班	農業委員会事務局					●
上下水道部	※上下水道部の定める配備体制による	経営企画課		△	○	○	●
		水道課		△	○	○	●
		下水道課		△	○	○	●
	支部	各支部		▼	▼	▼	▼
	避難所	各指定避難所		▼	▼	▼	▼

※○…班に所属する職員のうち指名された職員は登庁

●…班に所属する全職員は登庁

△…各施設において放射性物質事故災害により影響を受ける場合、施設職員（指定管理者含む）及び当該施設の所管課職員のうち指名された職員は登庁

▼…放射性物質事故災害に伴い指定避難所が開設される場合、避難所配備職員は登庁

※兼務、併任職員については、原則として本務が属する部及び班の配備とする。

（5）情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国及び関係機関との連携を図る。

（6）避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果等、必要な情報を関係市町村に提供する。

また、モニタリング結果等から、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

市町村は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから住民等を防護するため、県からの連絡等に基づき、住民等に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

ただし、緊急を要する場合においては、県からの連絡等を待たずに、住民等に対して「屋内退避（換気装置停止含む）」又は「避難」の措置を講ずる。

○原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 OIL (Operational Intervention Level) と防護措置について」

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線:13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に区域を特定し、飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。

ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については、国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(7) 防護措置等に関する情報伝達

市は、防護措置の実施について、迅速かつ的確に住民等に情報伝達を行う。

また、県より提供されたモニタリング結果等の情報についても、迅速かつ的確に住民等に情報伝達を行う。

なお、情報伝達の方法等については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

(8) 広報相談活動

県は、放射性物質事故が発生した場合、次のとおりモニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

なお、市は、県から要請があった場合、県の実施する広報相談活動に協力を行うほか、住民等からの相談対応に努める。

① 情報伝達

テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、千葉県ポータルサイト等により行う。

② 健康相談窓口や総合窓口の設置

住民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設する。

(9) 交通規制等の実施

放射性物質事故が発生した場合、道路管理者等は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、また緊急交通路を確保するため、現場周辺の交通規制を実施する。

また、放射性物質事故が発生した旨の情報を受け、当該事故により影響が及ぶ場合、各交通機関は、旅客及び施設の安全確保等のため、運転規制等を実施する。

なお、交通規制等の実施方法については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保」に準ずる。

(10) 緊急輸送

県及び市は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互に連携のうえ、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応する。

また、県は、必要に応じ、航空応援の要請を行う。

(11) 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

また、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、救急隊員の2次被ばく防止措置を講じたうえで、搬送を行う。

(12) 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

県、市町村等は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等必要な措置を行うものとする。

○食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム (セシウム134及びセシウム137)
飲料水	10ベクレル/キログラム
牛乳	50ベクレル/キログラム
乳児用食品	50ベクレル/キログラム
一般食品	100ベクレル/キログラム

(13) 消防活動

市内の放射性同位元素等使用事業所において火災が発生した場合においては、当該事

業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に消火活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め、迅速に消火活動を行う。

(14) 広域避難

県及び市町村は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行う。

① 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた場合は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

なお、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介等の調整を行うほか、運送業者等の協力を得て被災者の運送を行う等、被災市町村を支援する。

イ 都道府県域を越える広域避難

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請する等の協議を行うほか、運送業者等の協力を得て被災者の運送を行う等、被災市町村を支援する。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受ける。

なお、他の被災都道府県から千葉県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県は、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援する。

② 広域避難者への支援

県及び市は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、広域避難者への支援を行う。

ア 避難者情報の収集・提供等

広域避難が行われた場合、住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難した住民の所在地等の情報把握が重要となる。

1) 他の市町村に対し広域避難受入れ要請を行う場合

県は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意に収集し、その情報を避難前の市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

市は、本市の住民が広域避難を行った場合には、広域避難者に対し、避難先等に関する情報を提供するよう呼びかけるとともに、受入先の市町村等に対し、広域避難者からの避難先等に関する情報の受付けについて、協力を要請する。

また、市は、県から広域避難者の避難先等に関する情報の提供があった場合や広域避難者から任意により提供された情報があった場合には、これらの情報をもとに、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

2) 他の市町村から被災者を受入れた場合

県は、避難者から避難先等に関する情報の任意による提供を受け、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

市は、広域避難者の受入れを行った場合には、避難者から避難先等に関する情報の任意による提供を受け付ける。

イ 広域避難支援

1) 他の市町村に対し広域避難受入れ要請を行う場合

市域又は県域を越えて広域的な避難をすることが必要となり、他の市町村に対し、本市住民の広域避難受入れ要請を行う場合、広域避難者自らで避難を行うことを基本とするが、自ら避難することが困難な場合、市は、広域避難支援について、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、通行可能な道路を示したうえで、要請を行う。

この場合、市は、広域避難支援を希望する広域避難者に対し、広域避難の出発地を示したうえで、広域避難支援の実施について周知を図る。

また、市は、避難後、所在が確認できる広域避難者に対しては、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮するほか、広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

2) 他の市町村から被災者を受入れた場合

広域避難者の受入を行った場合における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(15) 職員の安全確保

災害対策本部長（市長）をはじめ、放射性物質事故応急対策の実施の責任を有する者は、2次被ばくの防止も含め、放射性物質事故応急対策に従事する職員の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

4. 放射性物質事故復旧対策

(1) 汚染された土壌等の除染等の措置

県及び市町村は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

県及び市町村等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 被災住民の健康管理

県及び市町村は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

(4) 風評被害対策

県及び市町村は、国等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(5) 廃棄物等の適正な処理

県及び市町村は、国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

第2節 大規模火災対策計画

《基本方針》

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するための予防対策及び応急対策について定める。

なお、林野火災対策については、本節に含む。

1. 大規模火災予防対策

大規模火災の予防対策については、建築物不燃化の促進、防災空間の整備・拡大、出火の防止、初期消火体制の強化、消防力の強化等の対策が必要である。

これら予防対策の方法等については、次に定めるところによる。

(1) 建築物不燃化の促進、防災空間の整備・拡大等

「地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備」に定めるところによる。

(2) 出火の防止等

「地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 火災等予防対策」に定めるところによる。

(3) 初期消火体制の強化等

「地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 自主防災体制の育成」に定めるところによる。

(4) 消防力の強化等

「地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第8節 消防、救助・救急体制の整備」に定めるところによる。

2. 大規模火災応急対策

(1) 情報収集・伝達体制

より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、市との連携を図り、有線、無線通信設備等を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

また、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた情報から、県に直ちに報告を行う。

なお、活用すべき通信手段や被害情報等の収集・伝達系統等については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第2節 情報の収集・伝達・報告」に定めるところによる。

(2) 応急活動体制

① 職員の非常参集及び災害対策本部等の設置

市は、大規模火災が発生した場合、次のとおり配備体制をとる。

なお、配備を要する所属・職員及び災害対策本部組織における各部、各災害活動班等の事務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に準ずる。

種 別	配備基準	配備内容
第1配備	火災発生後、当該火災が大規模火災となり、災害が発生すると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	担当職員が自宅又は職場待機し、危機管理部は情報収集・連絡活動が円滑に行う体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第2配備	大規模火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	第1配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第3配備	大規模火災により重大な災害が発生し、本部長（市長）が必要と認めた場合	第2配備体制を強化して、災害発生の防ぎよ、災害の拡大防止等の災害応急対策が円滑に行うことができる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 また、第3配備以上の配備体制をとる場合、災害対策本部を設置する。
第4配備	大規模火災により重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	第3配備体制を強化して応急対策活動を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第5配備 (非常登庁体制)	大規模火災により著しく重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。

② 佐倉市八街市酒々井町消防組合における応急活動体制

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、大規模火災の規模等に応じた体制をとるものとし、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

なお、対処する消防力を補う必要がある場合、勤務時間以外の消防職員の招集及び自宅待機について、命令を発する。

③ 佐倉市消防団における応急活動体制

佐倉市消防団は、大規模火災に対応した応急活動を実施し得る体制をとり、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

(3) 消防活動

「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第11節 消火・救助対策」に準ずる。

(4) 救助・救急・救護活動

救助・救急活動については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第11節 消火・救助対策」に準ずるものとし、医療救護活動については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第12節 医療救護」に準ずる。

(5) 交通規制等の実施

大規模火災が発生した場合、道路管理者等は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、また緊急交通路を確保するため、現場周辺の交通規制を実施する。

また、県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を図る。

なお、交通規制等の実施方法については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保」に準ずる。

(6) 応急避難

市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団及び県警察等は、必要に応じて、避難誘導を行う。

避難誘導を行う場合には、自主防災組織や自治会・町内会等を中心に、民生委員・児童委員や近隣住民等の協力を得て行う。

なお、避難指示の実施、避難の方法、警戒区域の設定等の応急避難活動に関する詳細については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第6節 応急避難」に準ずる。

また、応急避難の実施に伴い、避難所を開設する場合、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第7節 避難所の設置・管理」に定めるところにより、各避難所の設置・管理を行う。

(7) 救援活動

食糧・飲料水・生活必需品等の供給については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第17節 緊急物資の供給」に定めるところによる。

(8) 職員の安全確保

災害対策本部長（市長）、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長、佐倉市消防団長をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、応急活動に従事する職員、団員等の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(9) 災害救助法の適用

本市における災害救助法の適用については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第15節 災害救助法の適用」に定めるところによる。

第3節 危険物等災害対策計画

《基本方針》

石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、本市における道路上での危険物等の災害については、「第6節 道路事故災害対策計画」に定めるところによる。

1. 関係法令の遵守

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物の取扱い及び取締りは、下記の法令により定められており、これを遵守する。

	法令	対象となる主な施設
危険物	消防法、危険物の規制に関する政令	危険物施設には、化学工場等の製造所、石油タンク、タンクローリー、ガソリンスタンド等が含まれる。
火薬類	火薬類取締法	火薬類取扱事業所には、火薬類製造会社、工事現場の火薬庫が含まれる。
高圧ガス	高圧ガス保安法	高圧ガス取扱事業所には、L P ガス製造事業所、L P ガススタンド、天然ガススタンド、L P ガス充填所等が含まれる。
毒物劇物	毒物及び劇物取締法	農薬や塗料、その他危険な化学薬品の製造・輸入販売に関する事業所等が含まれる。

2. 危険物等災害予防対策

(1) 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定める。

① 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

1) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

2) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

3) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

1) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

2) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

3) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

② 県、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

1) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

2) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

3) 消防体制の強化

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

4) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

(2) 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

① 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、防災体制を確立しておく。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

② 県、佐倉市八街市酒々井町消防組合及びその他関係機関

ア 防災資機材の整備

1) 県及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

2) 県及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

県及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

(3) 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

① 事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生する場合に備え、警戒体制を確立しておく。

イ 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、防災体制を確立

しておく。

1) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

2) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

4) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

② 県及び関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(4) 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定める。

① 毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止にあたる。

エ 教育訓練の実施

危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 届出が不要な業務上取扱者

上記イからエにより危害防止に努める。

② 県（印旛保健所（健康福祉センター））

毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

(5) 危険物等による環境汚染の防止対策

県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

3. 危険物等災害応急対策

(1) 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の災害時における保安対策及び応急対策について定める。

① 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

- 1) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民及び近隣企業へ通報する。
- 2) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて佐倉市八街市酒々井町消防組合へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

② 県、市及びその他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市の地域防災計画及び関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 応急活動体制

- 1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 2) 市は、県及び佐倉市八街市酒々井町消防組合、その他関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- 3) 市における配備基準は、次のとおりとし、配備を要する所属・職員及び災害対策本部組織における各部、各災害活動班等の事務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に準ずる。

種 別	配備基準	配備内容
第1配備	危険物（石油等）による事故が発生し、重大な災害になると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	担当職員が自宅又は職場待機し、危機管理部は情報収集・連絡活動が円滑に行う体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第2配備	危険物（石油等）による事故が発生し、重大な災害になると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	第1配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第3配備	危険物（石油等）による事故により重大な災害が発生し、本部長（市長）が必要と認めた場合	第2配備体制を強化して、災害発生の防ぎよ、災害の拡大防止等の災害応急対策が円滑に行うことができる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 また、第3配備以上の配備体制をとる場合、災害対策本部を設置する。
第4配備	危険物（石油等）による事故により重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	第3配備体制を強化して応急対策活動を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第5配備 (非常登庁体制)	危険物（石油等）による事故により著しく重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。

- 4) 佐倉市八街市酒々井町消防組合は、危険物等災害に対応した応急活動を実施し得る体制をとり、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。
- 5) 市長、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、応急活動に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

イ 災害情報の収集及び報告

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

ウ 救急医療

当該事業所、佐倉市八街市酒々井町消防組合、県、医療機関は連携して負傷者等

の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、その他関係機関はこれに協力する。

エ 消防活動

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

オ 避難

市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団及び県警察等は、必要に応じて、避難誘導を行う。

避難誘導を行う場合には、自主防災組織や自治会・町内会等を中心に、民生委員・児童委員や近隣住民等の協力を得て行う。

なお、避難指示の実施、避難の方法、警戒区域の設定等の応急避難活動に関する詳細については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第6節 応急避難」に準ずる。

また、応急避難の実施に伴い、避難所を開設する場合、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第7節 避難所の設置・管理」に定めるところにより、各避難所の設置・管理を行う。

カ 警備

県警察は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

キ 交通対策

道路管理者、県警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

ク 広報

市及び関係機関は、地域住民等の人心の安定のため、危険物事故等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

なお、市における広報の方法等については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第5節 災害広報・広聴対策」に準ずる。

ケ 原因の究明

県、労働局、佐倉市八街市酒々井町消防組合、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

(2) 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の災害時における保安対策及び応急対策について定める。

① 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速や

かに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

② 県、市及びその他関係機関

ア 応急活動体制

- 1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 2) 市は、県及び佐倉市八街市酒々井町消防組合、その他関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- 3) 市における配備基準は、次のとおりとし、配備を要する所属・職員及び災害対策本部組織における各部、各災害活動班等の事務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に準ずる。

種 別	配備基準	配備内容
第1 配備	高圧ガスを原因とする事故が発生し、重大な災害になると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	担当職員が自宅又は職場待機し、危機管理部は情報収集・連絡活動が円滑に行いうる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第2 配備	高圧ガスを原因とする事故が発生し、重大な災害になると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	第1 配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第3 配備	高圧ガスを原因とする事故により重大な災害が発生し、本部長（市長）が必要と認めた場合	第2 配備体制を強化して、災害発生の防ぎよ、災害の拡大防止等の災害応急対策が円滑に行うことができる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 また、第3 配備以上の配備体制をとる場合、災害対策本部を設置する。

種 別	配備基準	配備内容
第4配備	高圧ガスを原因とする事故により重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	第3配備体制を強化して応急対策活動を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第5配備 (非常登庁体制)	高圧ガスを原因とする事故により著しく重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。

- 4) 佐倉市八街市酒々井町消防組合は、危険物等災害に対応した応急活動を実施し得る体制をとり、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。
- 5) 市長、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、応急活動に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

イ 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

- 1) 県及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。
- 2) 県警察、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

オ 被害の拡大防止措置及び避難

- 1) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
- 2) 市は、必要に応じ避難の指示を行い、また、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団及び県警察等は、必要に応じて、避難誘導を行う。

避難誘導を行う場合には、自主防災組織や自治会・町内会等を中心に、民生委員・児童委員や近隣住民等の協力を得て行う。

なお、避難指示の実施、避難の方法、警戒区域の設定等の応急避難活動に関する詳細については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第6節 応急避難」に準ずる。

また、応急避難の実施に伴い、避難所を開設する場合、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第7節 避難所の設置・管理」に定めるところにより、各避難所の設置・管理を行う。

カ 広報

市及び関係機関は、地域住民等の人心の安定のため、高圧ガス事故等に係る安心

情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

なお、市における広報の方法等については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第5節 災害広報・広聴対策」に準ずる。

キ 原因の究明

県、労働局、佐倉市八街市酒々井町消防組合、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

(3) 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の災害時における保安対策及び応急対策について定める。

① 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

② 県、市及びその他関係機関

ア 応急活動体制

- 1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 2) 市は、県及び佐倉市八街市酒々井町消防組合、その他関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- 3) 市における配備基準は、次のとおりとし、配備を要する所属・職員及び災害対策本部組織における各部、各災害活動班等の事務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に準ずる。

種 別	配備基準	配備内容
第1配備	火薬類による事故が発生し、重大な災害になると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	担当職員が自宅又は職場待機し、危機管理部は情報収集・連絡活動が円滑に行いうる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第2配備	火薬類による事故が発生し、重大な災害になると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	第1配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。

種 別	配備基準	配備内容
第3配備	火薬類による事故により重大な災害が発生し、本部長（市長）が必要と認めた場合	第2配備体制を強化して、災害発生の防ぎよ、災害の拡大防止等の災害応急対策が円滑に行うことができる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 また、第3配備以上の配備体制をとる場合、災害対策本部を設置する。
第4配備	火薬類による事故により重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	第3配備体制を強化して応急対策活動を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第5配備 (非常登庁体制)	火薬類による事故により著しく重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。

- 4) 佐倉市八街市酒々井町消防組合は、危険物等災害に対応した応急活動を実施し得る体制をとり、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。
- 5) 市長、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、応急活動に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

イ 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

- 1) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
- 2) 市は、必要に応じ避難の指示を行い、また、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団及び県警察等は、必要に応じて、避難誘導を行う。

避難誘導を行う場合には、自主防災組織や自治会・町内会等を中心に、民生委員・児童委員や近隣住民等の協力を得て行う。

なお、避難指示の実施、避難の方法、警戒区域の設定等の応急避難活動に関する詳細については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第6節 応急避難」に準ずる。

また、応急避難の実施に伴い、避難所を開設する場合、「地震災害対策編 第3章

災害応急計画 第7節 避難所の設置・管理」に定めるところにより、各避難所の設置・管理を行う。

- 3) 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

オ 広報

市及び関係機関は、地域住民等の人心の安定のため、火薬類による事故等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

なお、市における広報の方法等については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第5節 災害広報・広聴対策」に準ずる。

カ 原因の究明

県、労働局、佐倉市八街市酒々井町消防組合、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

(4) 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の災害時における保安対策及び応急対策について定める。

① 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、印旛保健所（健康福祉センター）、県警察、又は佐倉市八街市酒々井町消防組合へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

② 県、市及びその他関係機関

ア 応急活動体制

- 1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 2) 市は、県及び佐倉市八街市酒々井町消防組合、その他関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- 3) 市における配備基準は、次のとおりとし、配備を要する所属・職員及び災害対策本部組織における各部、各災害活動班等の事務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に準ずる。

種 別	配備基準	配備内容
第1配備	毒物劇物による事故が発生し、重大な災害になると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	担当職員が自宅又は職場待機し、危機管理部は情報収集・連絡活動が円滑に行いうる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第2配備	毒物劇物による事故が発生し、重大な災害になると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	第1配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第3配備	毒物劇物による事故により重大な災害が発生し、本部長（市長）が必要と認めた場合	第2配備体制を強化して、災害発生の防ぎよ、災害の拡大防止等の災害応急対策が円滑に行うことができる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 また、第3配備以上の配備体制をとる場合、災害対策本部を設置する。
第4配備	毒物劇物による事故により重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	第3配備体制を強化して応急対策活動を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第5配備 (非常登庁体制)	毒物劇物による事故により著しく重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。

- 4) 佐倉市八街市酒々井町消防組合は、危険物等災害に対応した応急活動を実施し得る体制をとり、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。
- 5) 市長、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、応急活動に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

イ 緊急通報

県（佐倉保健所（健康福祉センター））、県警察及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

ウ 被害の拡大防止

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡

を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

エ 救急医療

県（佐倉保健所（健康福祉センター））、県警察及び佐倉市八街市酒々井町消防組合等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

オ 水源汚染防止

県（佐倉保健所（健康福祉センター））は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

カ 避難

市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の指示を行い、また、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団及び県警察等は、必要に応じて、避難誘導を行う。

避難誘導を行う場合には、自主防災組織や自治会・町内会等を中心に、民生委員・児童委員や近隣住民等の協力を得て行う。

なお、避難指示の実施、避難の方法、警戒区域の設定等の応急避難活動に関する詳細については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第6節 応急避難」に準ずる。

また、応急避難の実施に伴い、避難所を開設する場合、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第7節 避難所の設置・管理」に定めるところにより、各避難所の設置・管理を行う。

キ 広報

市及び関係機関は、地域住民等の人心の安定のため、流出毒物劇物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

なお、市における広報の方法等については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第5節 災害広報・広聴対策」に準ずる。

第4節 航空機事故災害対策計画

《基本方針》

成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機事故災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める。

※ 成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港株式会社

※ 航空機事故災害対策計画における防災関係機関

災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株式会社、県、関係市町村等の次の機関を指す。

機関名等	
航空事業者（災害原因者）	駐留米軍
国土交通省東京航空局成田空港事務所	総務省消防庁
捜索救難調整本部（東京航空事務所）	消防（局）本部
東京航空交通管制部	（公社）千葉県医師会
成田国際空港株式会社	地区医師会
千葉県	（一社）千葉県歯科医師会
市町村	地区歯科医師会
警察庁	（一社）千葉県薬剤師会
千葉県警察本部	地区薬剤師会
千葉県成田国際空港警察署	日本赤十字社千葉県支部
警察署	日本赤十字社地区・分区
海上保安庁	東日本電信電話株式会社
千葉海上保安部	株式会社NTTドコモ千葉支店
銚子海上保安部	KDDI株式会社
防衛省	ソフトバンク株式会社
陸上自衛隊第1空挺団	東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社

1. 航空機事故災害予防対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

(2) 協力・応援体制の整備

関係機関は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

(3) 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

(4) 防災訓練

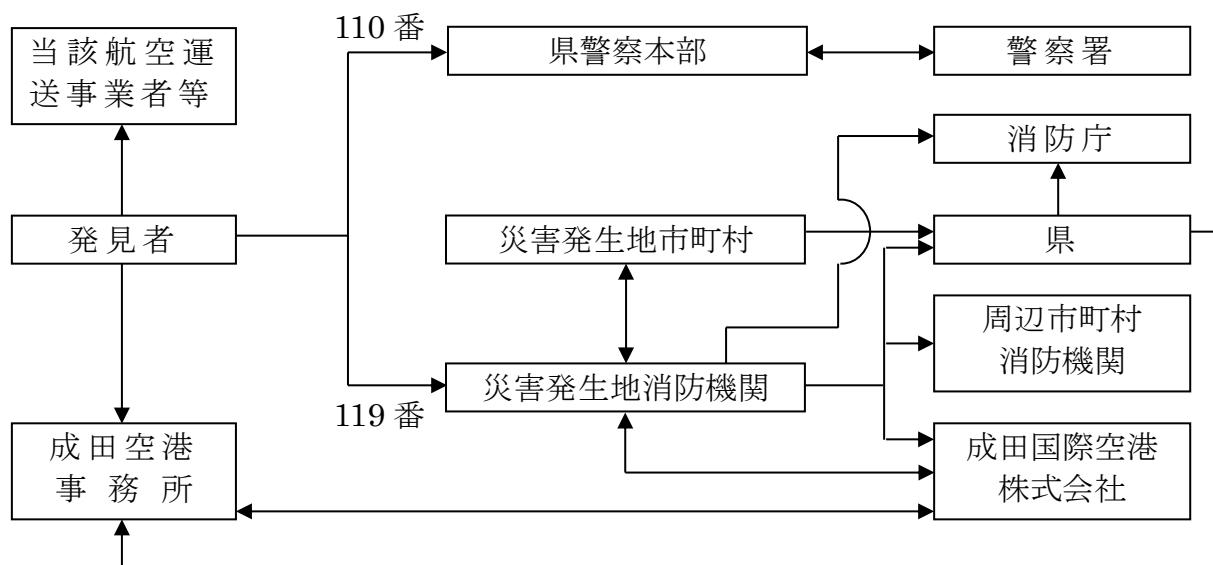
関係機関は、航空機事故災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

2. 航空機事故災害応急対策

航空機事故災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎ、被害の軽減を図る。

(1) 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、関係機関は、次のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。



(2) 応急活動体制

① 市職員の非常参集及び災害対策本部等の設置

市は、航空機事故が発生した場合、次のとおり配備体制をとる。

なお、配備を要する所属・職員及び災害対策本部組織における各部、各災害活動班等の事務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に準ずる。

種 別	配備基準	配備内容
第1配備	航空機事故により、市域において災害が発生し、又は災害が発生すると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	担当職員が自宅又は職場待機し、危機管理部は情報収集・連絡活動が円滑に行う体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第2配備	航空機事故により、市域において災害が発生し、又は災害が発生すると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	第1配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第3配備	航空機事故により市域において重大な災害が発生し、本部長が必要と認めた場合	第2配備体制を強化して、災害発生の防ぎよ、災害の拡大防止等の災害応急対策が円滑に行うことができる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 また、第3配備以上の配備体制をとる場合、災害対策本部を設置する。
第4配備	航空機事故により市域において重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	第3配備体制を強化して応急対策活動を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第5配備 (非常登庁体制)	航空機事故により市域において著しく重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。

② 各関係機関における応急活動体制

関係機関は、それぞれの機関において、航空機事故及びそれに伴い発生した災害に対応するための応急活動体制をとる。

(3) 関係機関の連絡調整

成田空港事務所及び成田国際空港株式会社は、関係機関の連絡調整を行う。

(4) 搜索救難活動

国土交通省が中心となって実施し、防衛省、警察庁、消防庁及び海上保安庁がこれに協力する。

(5) 消防活動等

① 佐倉市が被災市町村となった場合の実施機関等

ア 実施機関

市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団

イ 協力機関

周辺の市町村消防機関、成田国際空港株式会社、県警察

② 実施内容

ア 航空機災害による火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

イ 航空機災害による火災が発生した場合、被災市町村及び佐倉市八街市酒々井町消防組合の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

警戒区域が設定された場合、市は、必要に応じ避難の指示等を行い、また、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団及び県警察等は、必要に応じて、避難誘導を行う。

避難誘導を行う場合には、自主防災組織や自治会・町内会等を中心に、民生委員・児童委員や近隣住民等の協力を得て行う。

なお、避難指示の実施、避難の方法、警戒区域の設定等の応急避難活動に関する詳細については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第6節 応急避難」に準ずる。

また、応急避難の実施に伴い、避難所を開設する場合、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第7節 避難所の設置・管理」に定めるところにより、各避難所の設置・管理を行う。

ウ 災害の規模等が大きく、被災市町村消防機関限りでは対応できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求める。

(6) 救出救護活動

① 佐倉市が被災市町村となった場合の実施機関等

ア 実施機関

当該航空運送事業者、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、県警察、県

イ 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、佐倉市薬剤師会、公立病院、近隣市町村消防機関、成田国際空港株式会社

② 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、受入等を行う場合は、次により実施するほか、救出・救急活動については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第11節 消火・救助対策」に準ずるものとし、医療救護活動については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第12節 医療救護」に準ずる。

ア 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

イ 医療チームの派遣等

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

ウ 救護所の開設

重軽傷者の救護は、原則として市に応急仮設救護所を開設し、迅速な応急措置を図る。

エ 救急、搬送

佐倉市八街市酒々井町消防組合が中心となって、応急措置後の負傷者を緊急車両等により、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(7) 遺体の収容、処理及び埋葬

原則として市が、遺体の一時保存所、検案場所を設置し、収容する。

なお、遺体の収容、処理及び埋葬に係る実施事項については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第19節 行方不明者及び遺体の捜索・収容・処理及び埋葬」に定めるところによる。

(8) 交通規制

県警察は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路又は被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。

また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

(9) 広報

① 実施機関

成田国際空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、成田国際空港株式会社、当該航空運送事業者、市及び県警察等が実施する。

② 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報掲示板への掲示等により、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

なお、市における広報の方法等については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第5節 災害広報・広聴対策」に準ずる。

- 1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、及び航空輸送復旧の見通し
- 2) 避難の指示及び避難先の指示
- 3) 地域住民等への協力依頼
- 4) その他必要な事項

(10) 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第21節 保健衛生活動」の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとする。

また、事故現場の清掃については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第20節 環境対策」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

(11) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。

各機関の主な応援事項は、次のとおりであり、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港株式会社	人員及び物資の派遣及び調達

【関係機関連絡先】

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部 安全防災・危機管理 課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

※ 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は鉄道部安全指導課（NTT電話：045-211-7240）

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886
京成電鉄(株)	運輸指令室	641-721	641-722	03-3607-1143	03-3607-1198
日本貨物鉄道(株) (関東支社)	総務部	—	—	03-3239-9282	—
山万(株)	鉄道事業部	—	—	043-487-5036	—

(2) 行政等による応急活動体制

県、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

① 市職員の非常参集及び災害対策本部等の設置

市は、鉄道事故が発生した場合、次のとおり配備体制をとる。

なお、配備を要する所属・職員及び災害対策本部組織における各部、各災害活動班等の事務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に準ずる。

種 別	配備基準	配備内容
第1 配備	鉄道事故により、災害が発生し、又は災害が発生すると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	担当職員が自宅又は職場待機し、危機管理部は情報収集・連絡活動が円滑に行いうる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第2 配備	鉄道事故により、災害が発生し、又は災害が発生すると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	第1 配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。

種 別	配備基準	配備内容
第3配備	鉄道事故により、重大な災害が発生し、本部長が必要と認めた場合	第2配備体制を強化して、災害発生を防ぎ、災害の拡大防止等の災害応急対策が円滑に行うことができる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 また、第3配備以上の配備体制をとる場合、災害対策本部を設置する。
第4配備	鉄道事故により、重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	第3配備体制を強化して応急対策活動を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第5配備 (非常登庁体制)	鉄道事故により、著しく重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。

② 佐倉市八街市酒々井町消防組合における応急活動体制

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、鉄道事故の規模等に応じた体制をとるものとし、乗客の生命及び身体、並びに住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

なお、対処する消防力を補う必要がある場合、勤務時間以外の消防職員の招集及び自宅待機について、命令を発する。

(3) 相互協力・派遣要請計画

① 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

② 行政機関への応援要請

県及び市等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。

③ 自衛隊への派遣要請

県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。

また、市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(4) 消防活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する各機関に協力を要請する。

また、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

(5) 救助・救急・救護活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

その他の機関における救助・救急活動については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第11節 消火・救助対策」に準ずるものとし、医療救護活動については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第12節 医療救護」に準ずる。

(6) 交通規制

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

なお、交通規制等の実施方法については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保」に準ずる。

(7) 応急避難

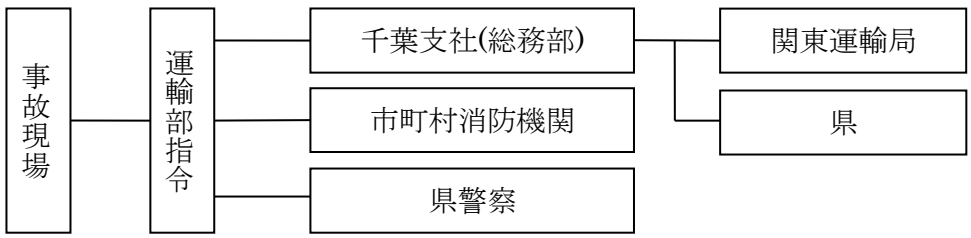
市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団及び県警察等は、人命の安全を第一に、必要に応じて、適切な避難誘導を行う。

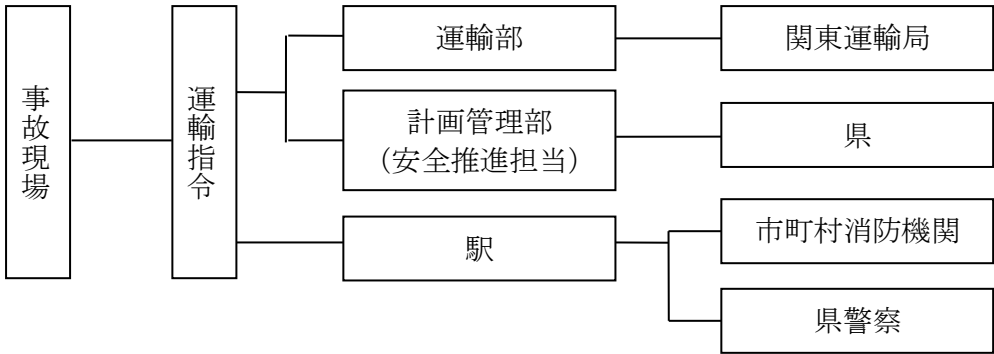
避難誘導を行う場合には、自主防災組織や自治会・町内会等を中心に、民生委員・児童委員や近隣住民等の協力を得て行うほか、避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

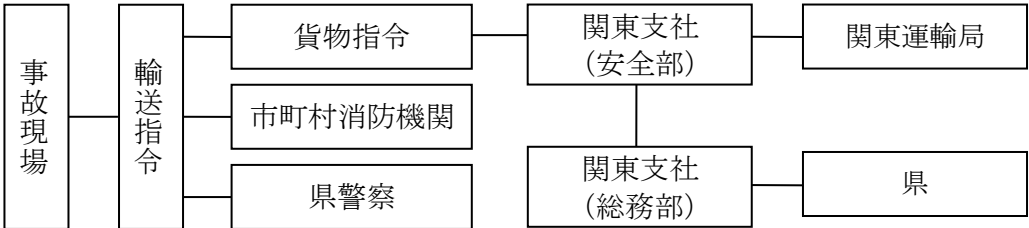
なお、避難指示の実施、避難の方法、警戒区域の設定等の応急避難活動に関する詳細については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第6節 応急避難」に準ずる。

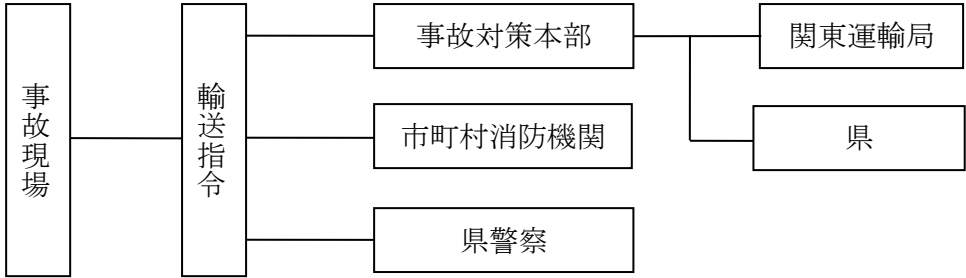
また、応急避難の実施に伴い、避難所を開設する場合、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第7節 避難所の設置・管理」に定めるところにより、各避難所の設置・管理を行う。

(8) 各鉄軌道事業者による応急・復旧対策

鉄軌道事業者	概 要
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	[応急・復旧対策] 旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。 (1) 災害対策本部の設置 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。 (2) 自衛消防隊 自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。 (3) 救護 千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。 [情報連絡体制] (1) 鉄道事故情報等の連絡 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】  <pre> graph LR A[事故現場] --> B[運輸部指令] B --> C[千葉支社(総務部)] C --> D[関東運輸局] C --> E[市町村消防機関] C --> F[県警察] C --> G[県] </pre>

鉄軌道事業者	概 要
京成電鉄株式会社	[応急・復旧対策] 列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。 (1) 被害状況等の調査報告 ① 利用者の被害状況の把握 ② 施設・設備等の被害及び復旧状況 ③ その他の災害に関する情報 (2) 救護活動 事故発生時には、駅係員、乗務員が救急・救護活動にあたるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。 (3) 広報活動の実施 列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期す。 (4) 大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制 【鉄道事故発生時の連絡系統図】  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸指令] B --- C[運輸部] B --- D[計画管理部 (安全推進担当)] B --- E[駅] C --- F[関東運輸局] D --- G[県] E --- H[市町村消防機関] E --- I[県警察] </pre> (5) 大規模事故発生時の動員体制 大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により各職場へ非常召集を指示する。

鉄軌道事業者	概 要
日本貨物鉄道株式会社 関東支社	[応急・復旧対策] (1) 貨物列車走行中に事故が発生した場合は、状況を把握し輸送指令に報告する。 また、危険物を輸送していた場合は「化成品貨物異常時応急処理ハンドブック」に定めるところにより、適切な措置をとる。 (2) 災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧を図る。 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[輸送指令] B --- C[貨物指令] B --- D[市町村消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東支社
(安全部)] F --- G[関東運輸局] F --- H[関東支社
(総務部)] H --- I[県] </pre>

鉄軌道事業者	概 要
山万株式会社	[応急・復旧対策] 列車走行中に事故及び災害が発生した場合、関係社員は冷静に状況を判断し、「運転取扱実施基準」及び「運転事故処理手続」に定めるところにより、旅客の安全確保、応急対策等の迅速かつ的確な措置を講ずる。 (1) 事故対策・復旧本部の設置 事故等時における対策及び復旧、援護を円滑に行うためにユーカリが丘支店内に事故対策本部、ユーカリが丘線駅務本部内に現地対策本部を設置し、早期復旧を図る。 (2) 広報活動の実施 駅等会社施設での広報及びケーブルテレビ等を通じて利用者への広報活動に努める。 [鉄道事故発生時の連絡体制] 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、警察及び消防機関に連絡する。 【鉄道事故発生時の連絡系統図】  <pre> graph LR A[事故現場] --> B[輸送指令] B --> C[事故対策本部] B --> D[市町村消防機関] B --> E[県警察] C --> F[関東運輸局] C --> G[県] </pre>

第6節 道路事故災害対策計画

《基本方針》

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、また災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、予防対策及び応急対策について定める。

なお、本計画の対象となる道路災害は、トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

1. 道路事故災害予防対策

(1) 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずる。

① 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

なお、各機関の実施する業務の詳細は、以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。
	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
危険箇所の改修	県	市町村道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市、東日本高速道路株式会社等をいい、機関によっては、実施内容のすべてを行うわけではない。

② 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておく。

(2) 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

① 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

2. 道路事故災害応急対策

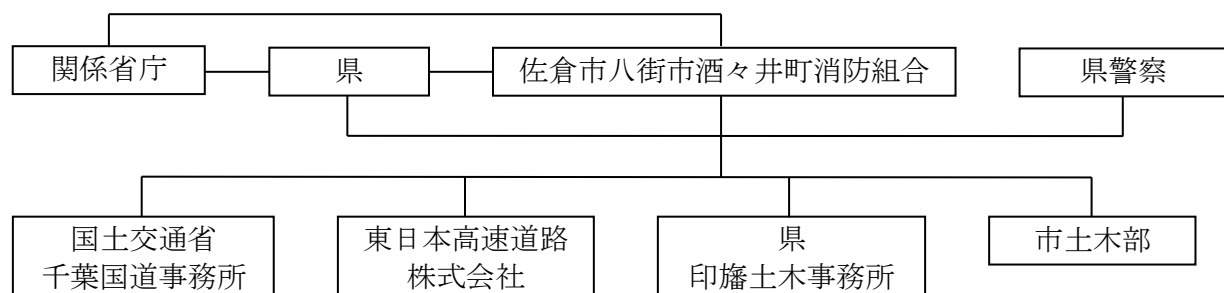
(1) 情報の収集・伝達

① 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路事故災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告する。

② 情報連絡系統

道路事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



(2) 応急活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執る。

また、県、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合等は、必要に応じ、災害対策本部等の体制をとる。

① 市職員の非常参集及び災害対策本部等の設置

市は、道路事故災害が発生した場合、次のとおり配備体制をとる。

なお、配備を要する所属・職員及び災害対策本部組織における各部、各災害活動班等の事務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に準ずる。

種 別	配備基準	配備内容
第1配備	道路事故により、災害が発生し、又は災害が発生すると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	担当職員が自宅又は職場待機し、危機管理部は情報収集・連絡活動が円滑に行う体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第2配備	道路事故により、災害が発生し、又は災害が発生すると予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めた場合	第1配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第3配備	道路事故により、重大な災害が発生し、本部長が必要と認めた場合	第2配備体制を強化して、災害発生の防ぎよ、災害の拡大防止等の災害応急対策が円滑に行うことができる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 また、第3配備以上の配備体制をとる場合、災害対策本部を設置する。
第4配備	道路事故により、重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	第3配備体制を強化して応急対策活動を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。
第5配備 (非常登庁体制)	道路事故により、著しく重大な災害が発生し、災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。

② 佐倉市八街市酒々井町消防組合における応急活動体制

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、道路事故の規模等に応じた体制をとるものとし、住民等の生命、身体及び財産の保護に努める。

なお、対処する消防力を補う必要がある場合、勤務時間以外の消防職員の招集及び自宅待機について、命令を発する。

③ 道路管理者等における応急活動体制

道路管理者等は、それぞれの機関において、道路事故及びそれに伴い発生した災害に対応するための応急活動体制をとる。

(3) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は、次のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び 県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者及びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。 復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
応急活動	県	市町村の行う救出救助活動では、人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めたときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の受入先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執る。
	佐倉市八街市酒々井町消防組合	災害の規模が大きく、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び市では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。 また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(4) 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施する。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとされている。

① 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

② 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

③ 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

④ 応急避難

市、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、立入禁止区域の設定及び避難の指示等の措置を講ずるものとし、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団及び県警察等は、必要に応じて、避難誘導を行う。

避難誘導を行う場合には、自主防災組織や自治会・町内会等を中心に、民生委員・児童委員や近隣住民等の協力を得て、行うほか、避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、避難指示の実施、避難の方法、警戒区域の設定等の応急避難活動に関する詳細については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第6節 応急避難」に準ずる。

また、応急避難の実施に伴い、避難所を開設する場合、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第7節 避難所の設置・管理」に定めるところにより、各避難所の設置・管理を行う。

⑤ 広報

市及び関係機関は、地域住民等の人心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

なお、市における広報の方法等については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第5節 災害広報・広聴対策」に準ずる。